

<交通安全テスト>

平成26年10月号

解答・解説

(中学・高校生用)

- ① 見通しの悪い交差点では、一時停止し、安全を確かめたほうがよい。

【○】

： ● 交通の方法に関する教則 第3章第2節3 交差点の通り方

(2) 信号機などによる交通整理の行われていない交差点に入るときは、次のことに注意しましょう。

ア、「一時停止」の標識のあるところでは、一時停止をして、安全を確かめなければなりません。

イ、交通量の少ないところでもいきなり飛び出さないで、安全を十分確かめ、速度を落として通らしましょう。また、狭い道路から広い道路に出るときは、特に危険ですから一時停止をして安全を確かめましょう。

<指導のポイント>

「一時停止」の標識があるところでは、自転車は一時停止をし、安全確認をしてから進みましょう。

道路標識のない見通しの悪い交差点でも、一時停止をして周りの安全をよく確かめてから進むようにしましょう。

- ② 道路の向こう側に早く横断するために、道路を斜めに横断してもよい。【×】

A： ● 道路交通法第63条の6（自転車の横断の方法）

自転車は、道路を横断しようとするときは、自転車横断帯がある場所の付近においては、その自転車横断帯によって道路を横断しなければならない。

● 交通方法に関する教則第3章第2節2 走行上の注意(3)

横断や転回をしようとする場合に、近くに自転車横断帯や横断歩道がない場合には、右左の見通しのきくところを選んで車の途切れた時に渡りましょう。また、道路を斜めに横断しないようにしましょう。

<指導のポイント>

自転車は、道路を横断しようとするときは、近くに自転車横断帯があれば、その自転車横断帯を通行しなければなりません。

道路を斜めに横断すると、危険な道路にいる時間が長くなってしまいます。

道路を横断するときは、少し遠回りになっても安全な横断施設を利用しましょう。

③ スピードを出さずに慎重に運転すれば、ブレーキを備えていない自転車に乗ってもよい。【×】

A : ● 道路交通法第63条の9（自転車の制動装置等）

自転車の運転者は、内閣府令で定める基準に適合する制動装置を備えていないため交通の危険を生じさせるおそれがある自転車を運転してはならない。

※ 5万円以下の罰金

● 道路交通法第63条の10第2項

道路交通法第120条第1項第8号の4

内閣府令で定める基準に適合したブレーキを備えない自転車が運転されている場合、警察官はその自転車のブレーキを检查したり、ブレーキの整備や運転継続の禁止を命令する事ができる。

命令に違反した場合は5万円以下の罰金が科せられます。

<指導のポイント>

ブレーキを備えていない自転車（ピスト自転車）やブレーキが壊れている自転車で道路を走行すれば違反になります。

自転車に乗る前は必ず点検し、ピスト自転車やブレーキが壊れている自転車には乗ってはいけません。

④ 「自転車歩道通行可」の標識がある歩道を走る際、歩道の車道寄りをすぐに停止できる速度で走行する。【○】

A : ● 道路交通法第63条の4第2項（自転車の歩道通行：概要）

自転車は、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければならず、また、自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない。

ただし、通行している、又は通行しようとする歩行者がないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができる。



● 道路交通法第63条の4第1項（自転車の歩道通行：概要）

- ・ 自転車歩道通行可の道路標識がある場合
- ・ 児童及び幼児（13歳未満の子ども）
70歳以上の者
身体の不自由な人



の場合

- ・ 道路工事をしているとき、駐車車両や交通量が多いなど、車道を安全に通行ができない場合は、歩道を通行することができる。

● 交通の方法に関する教則第3章第2節2 走行上の注意（抜粋）

(8) 歩道を通るときは、普通自転車は、歩行者優先で通行しなければなりません。この場合、次の方法により通行しなければなりません。

ア すぐに停止できるような速度で徐行すること。

ただし、白線と自転車の標示によって指定された部分がある歩道において、その部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がいないときは、歩道の状況に応じた安全な速度（すぐに徐行に移ることができるような速度）と方法でその部分を通行することができます。

イ 歩行者の通行を妨げる恐れの場合は、一時停止すること。

<指導のポイント>

歩道はあくまで歩行者優先であり、歩行者の邪魔にならないように走行しなければなりません。

また、スピードを出して歩道を走行することは大変危険ですので、やめましょう。

⑤ 自転車は、広い道であれば2台までは横に並んで走行してもよい。

【×】

A : ● 道路交通法第19条（軽車両の並進の禁止）

軽車両は、軽車両が並進することとなる場合においては、他の軽車両と並進してはならない。

※ 罰金2万円以下

● 道路交通法第63条の5（普通自転車の並進）

普通自転車は道路標識等により並進することができることとされている道路においては、第19条の規定にかかわらず、他の普通自転車と並進することができる。ただし、普通自転車が3台以上並進することとなる場合においては、この限りでない。

<指導のポイント>

自転車の並進は台数に関係なく、法律で禁止されています。

ただし、並進可の標識がある場合は2台までであれば並進できます。



自転車並進可

